

議案第27号

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例

大田原市自家用有償バス設置条例（平成４年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表１の項主たる経由地の欄中「寒井」を「野間」に改め、同表１１の項路線名の欄中「まちなか循環線」を「まちなか線」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。